



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

均等待遇・正社員化推進奨励金

非正規労働者の活用が進んだ結果、全労働者に占める非正規労働者の割合が3分の1という状況の中、雇用の安定を図るためパートタイマーや契約社員を正社員へ転換した際に助成金を支給する制度が設けられています

従来からあった、中小企業雇用安定化奨励金 短時間労働者均等待遇推進助成金が整理統合され、平成23年4月に改正されました。

奨励金を受給するには？

- ・以下の ~ のいずれかの制度を労働協約または労使協定に新たに規定してください。
- ・パートタイム労働者と有期労働契約労働者の両方、又はどちらか一方を対象としてください。
- ・就業規則を作成変更して労働基準監督署に届け出る必要があります。

対象となる制度は？

正社員転換制度

正社員へ転換する制度を設け、実際に正社員に転換した場合に10人目まで支給。

支給額:1人目40万円 2人目～10人目20万円

共通処遇制度

正社員と共通の処遇制度を設け、実際に適用した場合に支給。

支給額:60万円

共通教育訓練制度

正社員と共通のカリキュラム内容と時間による教育訓練制度を設け、導入後2年以内に実施、終了させた場合に支給。

支給額:40万円

短時間正社員制度

短時間正社員を設け、実際に利用者が出た場合に10人目まで支給。

支給額:1人目40万円 2人目～10人目20万円

健康診断制度

健康診断制度を導入し、実際に導入後2年以内に述べ4人以上に実施した事業主に支給。

支給額:40万円

上記支給額はいずれも中小企業に対するものです。

この助成金の詳細の問い合わせは、都道府県労働局雇用均等室となっています。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

税金Q&A



Question (贈与税決定処分取消等請求事件:平成23年2月18日最高裁判決の要旨)

本年2月に、1,300億円を超える贈与税決定処分等を取消す、巨額税務訴訟事件の最高裁判決が出されたと聞きました。その事件の概要や争点、最高裁判決の要旨などを教えてください。

Answer

事件の概要や争点、最高裁判決の要旨につきましては、下記の解説を参照してください。また、事件の詳細につきましては、最高裁判所ホームページの裁判例情報により、閲覧することができます。

解説



< 事件の概要 >

平成11年12月、原告(以下、「受贈者」という。)は両親より、オランダに設立した外国法人の出資持分の90%の贈与を受けたが、受贈者の居住地は国外(香港)であるとして、贈与税の申告をしなかった。平成17年3月、杉並税務署長は、受贈者の居住地は国内(日本)であるとして、贈与税の課税価額を約1,653億円、納付すべき贈与税額を約1,157億円とする贈与税の決定処分、及び納付すべき加算税の額を約173億円とする無申告加算税賦課決定処分を行った。平成17年9月、納税者はこの決定処分を不服として、訴えを提起した。

< 争点 >

受贈者の贈与時の居住地が、国内(日本)であるか国外(香港)であるか、すなはち、贈与税の課税対象となるか否かを争点としていた。納税者側は居住地は国外(香港)であるため贈与税の課税対象とならない旨主張し、国側は居住地は国内(日本)であるため贈与税の課税対象となる旨主張していた。

< 下級審判決の要旨 >

一審の東京地裁は、居住地は国外(香港)であるとして、納税者側勝訴の判決をした。それに対し、二審の東京高裁は、一審の判決を棄却し、居住地は国内(日本)であるとして、国側勝訴の判決をした。

< 最高裁判決の要旨 >

最高裁は、二審の判決を棄却し、居住地は国外(香港)であるとして、納税者側勝訴の判決をした。以下において、判決文の一部を抜粋するので参照されたい。

「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであり、主体的に贈与税回避の目的があったとしても、客観的な生活の実体が消滅するものではないから、上記の目的の下に各滞在日数を調整していたことをもって、現に香港での滞在日数が本件期間中の約3分の2(国内での滞在日数の約2.5倍)に及んでいる上告人について、前記事実関係等の下で、本件香港居宅に生活の本拠たる実体があることを否定する理由とすることはできない。」

「このことは、法が民法上の概念である住所を用いて課税要件を定めているため、本件の争点が上記『住所』概念の解釈適用の問題となることから導かれる帰結であるといわざるを得ず、他方、贈与税回避を可能にする状況を整えるために、あえて国外に長期の滞在をするという行為が課税実務上想定されていなかった事態であり、このような方法による贈与税回避を容認することが適当でないというのであれば、法の解釈では限界があるので、そのような事態に対応できるような立法によって対処すべきものである。」

「以上によれば、上告人は本件贈与を受けた時において、法1条の2第1号所定の贈与税の課税要件である国内(同法の施行地)における住所を有していたということとはできないというべきである。」

< 総括 >

上記の通り、最高裁の裁判長は、贈与された株式と贈与を受けた者の居住地を、事前に海外へ移すことにより計画的に行われた贈与税の租税回避スキームであると認めながらも、憲法第84条に規定する租税法律主義の立場を重視し、明確な根拠が認められないのに、特別の法解釈をすることはできないとした。

根拠条文・参考文献等

相続税法(平成15年法律第8号による改正前のもの)1条の2第1号及び2条の2第1項
平成23年2月18日最高裁判決(事件番号:平成20行ヒ139)
週間税務通信(3164・P29~38、3153・P5~6)

お問合せ先:朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp